

防衛庁附属機関組織規程（昭和29年総理府令第39号）第23条の21第2項の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、防衛医科大学校の評議会の組織及び運営に関する訓令を次のように定める。

昭和49年4月9日

防衛庁長官 山中 貞則

## 防衛医科大学校の評議会の組織及び運営に関する訓令

改正

昭和50年4月2日 庁訓第13号  
昭和50年8月26日 庁訓第39号  
昭和51年7月21日 庁訓第25号  
昭和52年4月18日 庁訓第17号  
昭和53年8月30日 庁訓第33号  
昭和56年4月3日 庁訓第20号  
平成8年9月25日 庁訓第48号  
平成19年3月27日 省訓第10号  
平成26年3月31日 省訓第23号  
平成28年3月31日 省訓第34号  
令和3年3月31日 省訓第18号  
令和5年6月30日 省訓第59号

### （組織）

第1条 防衛医科大学校の評議会（以下「評議会」という。）は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）
- (2) 副校長
- (3) 事務局長、事務局総務部長、事務局企画部長、医学教育研修センター長、学生部長、図書館長、医学教育部長、病院長及び防衛医学研究センター長
- (4) 学科目を担当する教授のうちの1人、医学教育部医学科の講座を担当する教授のうちの4人及び医学教育部看護学科の講座を担当する教授のうちの1人でそれぞれ学校長が指名するもの

### （審議事項）

第2条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、訓練及び研究の方針に関する事項
- (2) 学生の補導の方針に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する重要事項
- (4) 学生の進級及び卒業に関する重要事項
- (5) 組織に関する重要事項
- (6) 予算に関する重要事項
- (7) 施設に関する重要事項
- (8) その他校務に関し、学校長の諮問する事項

### （特別評議員）

第3条 学校長は、評議会の審議事項について学識経験を有する者（以下「特別評議員」

という。) から意見を聴くことができる。

2 特別評議員は、3人以内とし、学校長が委嘱する。

(会議の招集及び議長)

第4条 学校長は、評議会の会議を招集し、その議長となる。

(運営の細目)

第5条 この訓令に規定するもののほか、評議会の運営について必要な事項は、学校長が定める。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則 (昭和50年4月2日庁訓第13号)

この訓令は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則 (昭和50年8月26日庁訓第39号)

この訓令は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則 (昭和51年7月21日庁訓第25号)

この訓令は、昭和51年7月21日から施行する。

附 則 (昭和52年4月18日庁訓第17号)

この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則 (昭和53年8月30日庁訓第33号)

この訓令は、昭和53年8月30日から施行する。

附 則 (昭和56年4月3日庁訓第20号)

この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則 (平成8年9月25日庁訓第48号)

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日省訓第10号)

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日省訓第23号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (28年3月31日省訓第34号)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日省訓第18号)

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日省訓第59号)

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。